

聖籠町教育委員会告示第1号

聖籠町学校支援地域本部等設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月25日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町学校支援地域本部等設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町学校支援地域本部等設置要綱（平成24年聖籠町教委告示第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新たに任命される委員の任期の特例）

- 2 平成28年4月1日から2年を経過するまでの間に委嘱又は任命される委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。